

京情審答申第66号
平成20年4月30日

京都府公立大学法人
理事長 荒 卷 禎 一 様

京都府情報公開審査会
会 長 山 本 克 己

公文書非公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成19年5月8日付け9京医庶第176号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が非公開とした決定は、結論において妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成19年1月10日、異議申立人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、「京都府立医科大学職員（以下「医大職員」という。）のうち2005年度に一度でもデパスを投与されたことのある医大職員の当該デパスが投与されたことを示す会計カード又はプログレスノート」を内容とする公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 平成19年1月24日、実施機関は、本件公開請求に対応する公文書は「京都府立医科大学附属病院（以下「医大病院」という。）において2005年度に医大職員に対してデパスが投与されたことがわかる会計カード及びプログレスノート」（以下「本件対象文書」という。）であるとした上で、条例第10条第2項の規定により非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、公文書非公開決定通知書を異議申立人に送付した。
- 3 平成19年2月8日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成19年5月8日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件申立てに対する決定について諮問した。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が異議申立書、意見書（「意見書（補足）」を含む。）及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件対象文書について

異議申立人が公開を求める会計カード又はプログレスノートは、デパスと記載された部分以外の部分を抹消した形でよく、また、ある医大職員について、デパスの記載がある会計カード又はプログレスノートが複数枚あったとしても、その中の1枚で足りる。

実施機関も、異議申立人が公開請求で何を求めているかは十分に承知している。異議申立人は、公開請求に係る実施機関の事務を煩雑にすることを目的としているのではないことから、公開請求の趣旨に従ったものであれば、公開される公文書は、実施機関が事務処理しやすい形式、方法でよいのは当然のことである。

2 条例第6条第1号該当性について

条例は、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれるなど府民全体の利益を害することのないよう個人情報の保護等を例外としながら、府民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利について定めること等、府の保有する情報の一層の公開を図り、公正で民主的な府政の実現を図るため、原則公開を理念としていると考えられる。

異議申立人が、本件公開請求で求めている会計カード又はプログレスノートは、患者ID、氏名及び生年月日など、個人を識別し得る情報を抹消し、デパスという単語のみが記載されているものである。

このため、条例第6条第1号に規定する「個人が特定され得るもののうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」にある「個人が特定され得るもの」には該当しない。

実施機関は「公文書中に個人の身体、健康状況が推測される情報があれば、一律に非公開にするというわけではなく、公文書の内容、例えば、医療事故における事故名や、当該事故による患者の傷病などについては、その個人を識別できる情報を非公開とした上で公開してきたところである。」と説明する。

これは、かつて実施機関が公開請求に対して決定を行った医大病院における事故報告書等を念頭において、その公文書を公開したこととのつじつまを合わせるために理由説明書に記載したものかと思われるが、この公開された公文書自体も特定の患者に係る個人情報そのものであり、また、患者の診療に関する情報（傷病名、受診内容及び投薬の状況）が含まれている。

しかし、実施機関は、公開された事故報告書等のような特定の患者に係る個人情報を含む公文書と会計カード又はプログレスノートの間で、なぜ取扱いに差があるのか、また、なぜ会計カード又はプログレ

スノートを特別視し、会計カード及びプログレスノート自体が特定の患者に係る個人情報であり、公にされるべきではないと考えているかについて、何ら合理的な説明をしていない。

異議申立人が公開を求めている会計カード又はプログレスノートは、単にデパスという単語のみが記載され、他の情報はすべて抹消された文書である。このような文書は、会計カード又はプログレスノートを基にした文書といえたとしても、もはや会計カード又はプログレスノートそのものとはいえないことも明らかである。

それにもかかわらず、実施機関は、会計カード及びプログレスノート自体が特定の患者に係る個人情報であり、公にされるべきではないと考えている。

このようにデパスという単語以外はすべて抹消されている文書について、実施機関はあたかも異議申立人が会計カード及びプログレスノートに記載されているすべての情報を公開の対象として求めているかのような説明を行っており、異議申立人が公開を求める情報についての内容を検討することなく、一般論で結論を出すことは不当である。

3 本件対象文書の特定について

実施機関は異議申立人が示した公文書の特定方法が技術的に可能だとしながら、データベース上で患者の情報を管理していることから、「通常の医療事務では、京都府立医科大学職員厚生会（以下「厚生会」という。）の会員であることを条件として情報の絞り込みを行うことはなく、実際に処理を行う場合は、サーバーサイドで該当データを抽出するという、例外的な取扱いが必要となってくる。」旨説明している。恐らく通常の事務ではなく、例外的な取扱いが必要なものは、情報公開の対象とはならないと主張しているものかと思われるが、もともと情報公開事務は、一般的に通常の医療事務ではなく、また情報公開事務を通常の医療事務の範囲に限定する理由もない。

個人識別性をなくすことで公開するよう求めている異議申立人に対して、「その手法が認められるのであれば、非公開情報である保険者への加入状況を基に患者の特定を行い情報公開ができる、ということになる。」として「個人情報保護のため、そのような主張を受け入れることはできない。」とする実施機関の説明は、情報公開及び個人情報保護の点から見て、全く理解し難い。

厚生会の会員の数は千人程度であり、そのような多数の職員を対象とするにもかかわらず、それらの職員の属性が厚生会の会員ということをもって、それ自体に個人識別性があるということは、不当としか言いようがない。

なお、理由説明書において、実施機関は京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号。以下「保護条例」という。）第4条に触れておらず、また、同条に該当するとは考えられないことから、本件処分が保護条例に係る問題ではないことも明らかである。

4 「デパス」と記載された部分のみの公開について

異議申立人が公開請求で求めている会計カード又はプログレスノートに記載されているのは、デパスという単語のみである。

もしデパスが非常に特殊な薬であり、それを処方する病気も非常に限られており、かつ、医大病院でそれを処方される者もごく限られる場合であるなら、「他の情報と照合することにより、個人が特定され得るもの」と言えるかもしれない。

しかし、デパスは、精神科を初めとして他の診療科においても日常的に使用されている薬である。

このように、各診療科で一般的に使用されているものであることから、デパスという言葉だけで、「他の情報と照合することにより、個人が特定され得る」ということはできるはずもなく、「通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」かどうかを判断するまでもなく、非公開情報となることはない。

5 特定の個人の識別について

「個人を特定され得ないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、個人の思想、心身の状況に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべき情報等がこれに該当するといわれているが、これらの情報については、公開された個人の情報を見て、一般的にはそれが誰の思想、心身の状況に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものか分からないが、少なくとも、その情報が自分自身の個人情報であると認識できる者さえいれば、その者にとっては「権利利益を害するおそれがあるもの」であるから、これを非公開にしようとする趣旨であると考えべきである。

このため、本人でさえもその公開された情報が自分自身の情報であることを識別できないときは、その公文書を非公開とすべきではない。

府民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を定める情報公開制度と個人情報の保護との整合性を図るためには、公開を求める公文書について、個別にその内容を検討する必要がある、個人情報の保護の要請が大きい会計カード又はプログレスノートの公開あるいは非公開の判断に当たっては、その内容ごとに個別、詳細に特定の個人が識別できるか否かなどを検討するべきである。

このように、異議申立人が公開を求めている会計カード又はプログ

レスノートには、具体的に特定の個人が識別され得る情報は含まれておらず、公開されている他の情報と組み合わせても特定の個人を識別することができるものではない。さらに、例えばデパスと同時に投薬されている薬剤の有無等、他の情報とも全くつながりがないことから、デパスという一語だけ記載されて部分公開された会計カード又はプログレスノートを見て、それが自分の個人情報であるということを識別できる者もあり得るはずがない。

6 本件処分について

実施機関も、本件公開請求の対象が、会計カード又はプログレスノートであるということのみをもって、単に形式的に条例第6条第1号に該当することを理由として非公開とするのではなく、異議申立人が求める公開請求に従って、公開を求める趣旨、内容、方法を判断した上で、部分公開の方法も取りながら異議申立人の公開請求にこたえるべきものである。

本件のような非公開決定が認められるなら、実施機関のし意のまま公開決定等が行われることとなり、条例の趣旨に反する。

7 本件処分理由の変更について

実施機関は平成19年8月21日付けの「理由説明書（補足）」において、突然に本件処分の理由変更を行うとした。しかし「理由説明書（補足）」における説明の内容は、本件処分及び理由説明書で述べられた説明の延長ではなく、当初の非公開理由を変更したものである。

このように、実施機関は本件処分ばかりか理由説明書においても、条例第6条第1号該当という主張を展開して、自ら行った本件処分を正当化しておきながら、「理由説明書（補足）」において、突如その主張を変更している。

実施機関は、公文書非公開決定通知書に記載されている非公開理由を放棄した上で、それと異なる理由をもって非公開であると主張していることから、本件処分における非公開理由そのものが誤りであることを認めて、さらに、その非公開理由を前提とした本件処分そのものが誤りであることを自白しているものである。

このように実施機関が本件処分そのものが誤りであることを認めていることから、異議申立人が主張する公文書の公開は当然に認められるべきである。

なお、本件処分及び理由説明書に対し、異議申立人は、真しに本件処分が誤っていることを主張してきたのであり、「理由説明書（補足）」にいたって主張を変更すること自体、信義則にもとるもので、許されるべきものではなく、このような態度のみをもってしても異議申立人

が主張する公文書の公開は認められるべきである。

実施機関は、会計カード及びプログレスノートに医大職員を識別できる情報があること自体は認めていることから、問題となるのは、実施機関が本件対象文書を特定する作業又はデータを抽出する作業を行う必要があるかどうかということである。

しかし、これについて実施機関は、「必要はないものとする。」などと断言するのみで、それがどのような理由で、あるいは条例第6条等のどこに抵触しているからであるといった具体的な理由や根拠を全く明らかにしていない。

このような実施機関の説明は、条例を完全に無視した上で、「理由も何もないが、公開したくないと考えているから公開しない。」という意思を示したものであり、不当である。

8 異議申立人が公開を求める内容等について

実施機関は「順次、投薬状況が部分公開されると結果としてそれらの情報を組み合わせることで病名が推測され、患者個人が識別されるおそれがある」旨主張するが、そのように識別されるには、複数の断片的な情報（会計カード等）の相互を関連付ける、あるいは結びつけるキーワードとなるものが公開された文書中になければならない。

しかし、それら複数の会計カード等を関連付ける、あるいは結びつけるものが全くない文書については、それをどのように組み合わせようとしても組み合わせることさえできず、まして病名が推測され患者個人が特定されるおそれはない。

また、実施機関は異議申立人の公開請求の対象を「本件請求に係る統計化された情報」と自らに都合の良いように勝手に解釈した上で、「本件請求に係る統計化した情報は保有していない。」と不当な主張をしている。

第5 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書（「理由説明書（補足）」を含む。）及び実施機関の職員の口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件対象文書について

(1) 会計カードについて

会計カードは、患者が医大病院で診療を受けた内容や処方された薬品及びそれらに応じた保険点数等が個人ごとに記録された文書で

あり、診療報酬明細書の参照等に利用されている文書である。

記録されている内容は、大別して、患者に関する情報（患者 I D、氏名、性別、生年月日及び年齢）及び患者の診療に関する情報（診療内容、投薬の状況、保険点数及び回数）となっている。

(2) プログレスノートについて

プログレスノートは、医大病院の電算システム内のプログラムの一つであり、医師が患者に処方する薬品の種類等を入力し、他科で処方されている薬品等と照合することで、併用禁忌を確認するためなどに利用されている。

なお、プログレスノートは、電算システムの画面上で作動しているプログラムであり、入力された情報を保存した場合、その情報は電算システム内の別のメニュー（ロールブラウザ）内に格納され、「プログレスノート」という名称は画面上には表示されていないが、その内容そのものを、「プログレスノート」として特定した。

記録されている内容は、診療科、病棟名、電算システムを利用した日時及び処方された薬品名となっているほか、格納元のロールブラウザ内に会計カードとほぼ同内容の患者に関する情報（患者 I D、氏名、性別及び生年月日）が記録されている。

2 条例第 6 条第 1 号該当性について

本件対象文書に記録された情報について、患者 I D、氏名、性別、生年月日及び年齢といった患者に関する情報に関しては、性別は公開、その他は非公開としている。

非公開とする理由は、条例第 6 条第 1 号前段の「個人が特定され得るもので、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」に該当するためであるが、性別については、その他の情報を非公開とすることで、一般人（特別の情報を有している関係者以外の者）にとって、個人を識別することができないものとして、公開としている。

また、診療科や病棟名については、個人の診療に関する情報とも言えるが、診療に訪れる患者が多数に及ぶことから、一般人にとって個人を識別し得る情報とはいえないものとして公開としている。

本件対象文書中、患者の診療に関する情報については、原則としてすべて非公開とする。

これらの情報については、個人の身体、健康に直接かかわる極めて私的な情報であり、条例第 6 条第 1 号後段の「個人を特定され得ないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

ただし、実施機関としては、公文書中に個人の身体、健康状況が推

測される情報があれば一律に非公開にするというわけではなく、公文書の内容、例えば医療事故における事故名や、当該事故による患者の傷病などについては、その他の個人を識別できる情報を非公開とした上で公開してきたところである。

しかしながら、前述のとおり異議申立人が請求している会計カード及びプログレスノートに記録されている内容は、「個人の診療記録」といえるものであり、公開することによる利益より非公開とすることにより保護される個人情報の方が優先されるべきと考える。

以上のことを踏まえると、実施機関として、各文書に記録された情報の中で公開し得るのは、患者に関する情報のうち、性別、診療科及び病棟のみということになり、異議申立人が公開請求している職員に対する特定の薬(デパス)の処方状況については、条例第6条第1号に規定する非公開情報に該当するものである。

ただし、実施機関としては、会計カード及びプログレスノート自体が特定の患者に係る個人情報であり、公にされるべきではないと考えているため、文書全体として条例第6条第1号該当として非公開決定を行ったものである。

3 本件対象文書の特定について

まず、本件対象文書の特定方法であるが、異議申立人は、厚生会の会員であるところの医大職員に係る情報の公開を求めている。

医大病院では、データベース上で患者の情報を管理しており、厚生会の加入状況についても見舞金の給付を目的として入力されているが、通常の医療事務では、厚生会の会員を条件として情報の絞り込みを行うことはなく、実際に処理を行う場合は、サーバーサイドで該当データを抽出するという例外的な取扱いが必要となってくるものである。

また、診療を受けた個人が加入している保険者の番号や医療費の支払種別等は、当該患者の職種等を識別し得る情報として、非公開とされるものである。

異議申立人は、医大病院で診療を受けた医大職員を、電算システムに入力されている厚生会の会員であるとの情報により特定した上で、個人識別性をなくすことで公開を行うよう求めているが、もし、その手法が認められるのであれば、非公開情報である保険者への加入状況を基に患者の特定を行い情報公開ができるということになる。

実施機関としては、個人情報保護のため、そのような主張を受け入れることはできない。

4 「デパス」と記載された部分のみの公開について

異議申立人は、デパスが病名を推測させる特殊な薬ではなく、多く

の診療科で使用されている薬であるため、処方された個人を識別し得ないとして、公開を求めている。

また、公開を求めているのはデパスという単語のみが記載された文書であり、そのような文書は、既に会計カードやプログレスノートとしての体をなしておらず、個人を識別する情報も含まれていないため、当該文書を部分公開とすべきであると主張している。

しかしながら異議申立人が請求している内容は、医大病院における年度ごとのデパスの使用実績など、薬の管理状況等から特定する情報ではなく、年度中に1回以上デパスを投与された場合は、初回のみをカウントせよ、などといった、あくまで個人の診療記録からしか特定できない情報である。

医大職員の受診の有無や、どのような薬を処方されたのか、という情報は、処方された薬が特殊なものであるか一般的なものであるのかにかかわらず、個人情報として保護されるべきものとする。

5 特定の個人の識別について

異議申立人は、本件対象文書から個人が識別される情報を抹消し、さらに、公開する情報もデパス1種類とすることで、個人を識別することができないため、本件対象文書を非公開とするのは不相当であると主張している。

その根拠は、条例第6条第1号後段で非公開情報として規定されている「個人を特定され得ないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報」がどのようなものであるかについて、異議申立人が、「その公開された情報に係る本人が、自らの情報が公開されていることを認識できる場合」にのみ限定的に解釈すべきであり、それ以外の場合は公開すべきであると考えていることによる。

しかし、条例第6条第1号後段の趣旨は、ある特定の個人が公開された情報を見て、それが自己のものであるかどうかを識別しうるか否かを非公開該当要件としているのではなく、「ある個人の思想」といった、非常に私的な情報については、たとえ当該情報主体である個人を識別できなくても、その情報が公開されること自体が個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものについては非公開とするものと解釈すべきであり、処方された薬品の種類を限定したとしても、個人の診療記録については非常に機微な情報として非公開とするべきである。

6 実施機関の決定について

本件対象文書の特定方法については、厚生会の会員を検索条件として職員個人の診療記録を絞り込む必要があるため、その特定方法自体が不適切であれば、「公開請求の対象となる公文書が特定できない。」

として非公開決定を行うべきではあるが、医大病院で利用している電算システム単体により技術的には公開請求の対象となる公文書の特定が可能であることから、当該事由ではなく、上記解釈に基づき、「デパスを処方された医大職員に係る会計カード及びプログレスノート」については、個人の診療記録に外ならないため、文書全体として条例第6条第1号に該当するとして非公開決定を行ったところである。

もちろん、実施機関としては、個人情報が含まれた公文書を条例第6条第1号の規定により、一律に非公開とする考えはなく、公開請求に基づき特定した文書について、公開を原則とした情報公開制度の目的達成と個人情報の保護について、双方の利益を比較した上で決定を行っているところである。

7 本件処分理由の変更について

実施機関が管理するデータベースを活用すれば、厚生会への加入の有無を検索条件として、異議申立人が請求する会計カード及びプログレスノートを特定することが技術的には可能なため、本件処分においては、当該方法により文書を特定の上、非公開決定を行ったところである。

しかし、実施機関としては、そのような公文書を作成し保有することは、保護条例に抵触するおそれもあると考える以上に、そもそも個人の診療に係る情報から特定の職種に属する個人に対する薬品の処方に係るデータを抽出してまで、本件対象文書を特定する必要はないものとする。

また、紙ベースの会計カードには、厚生会への加入の有無が判別できる記述があるが、実施機関としては、データベースを活用する場合と同様、当該情報により特定した医大職員個人の会計カードから更に薬品の処方状況に係るデータを抽出する必要はないものとする。

したがって、会計カード及びプログレスノートについては、当該公文書全体が個人の診療に係る情報であるため、条例第6条第1号に該当するとして非公開決定処分を行ったが、その理由を「本件公開請求の対象となる公文書を特定することができない。」に変更した上で、当該公文書を非公開とすることを主張する。

8 異議申立人が公開を求める内容等について

異議申立人は、公開を求めているのはデパスという部分のみであることを主張するが、患者が複数の薬品を服用している場合、デパスの部分のみの公開ができるのであれば、次はBという薬、その次にCという薬、といった具合に順次投薬状況が部分公開されることにつなが

り、結果としてそれらの情報を組み合わせることで病名が推測され、患者個人が識別されるおそれがある。

したがって、異議申立人はデパスという単語のみが記載されている会計カード等からは個人を識別することはできないとして公開を求めるが、そのような異議申立人の主張に応じることはできない。

本件公開請求については、請求対象となる公文書として会計カード又はプログレスノートを指定しているが、実態としては「医大病院において、2005年度にデパスの処方を受けた医大職員（の人数）がわかる文書」の公開を請求しているといえる。

実施機関としては、本件公開請求に係る統計化した情報は保有していないこと、さらに、保有する会計カード又はプログレスノートの中から情報を組み合わせることによって、「ある職業（会社）に属している個人の薬品の処方状況」に該当するものを抽出する必要性自体がないと考えていることから、「本件公開請求の対象となる公文書を特定することができない。」旨を主張するものである。

第6 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、個人のプライバシー保護に最大限の配慮をしつつ、公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、府の諸活動を府民に説明する責務を果たすため、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。当審査会は、このような基本理念にのっとり、府が保有する公文書の公開を請求する権利が、不当に侵害されることのないよう、条例を解釈し、以下に判断するものである。

2 具体的な判断及びその理由について

実施機関は、当初、本件対象文書が条例第6条第1号に該当するとして非公開決定を行ったところであるが、そもそも個人の診療に係る情報から特定の職種に属する個人に対する薬品の処方に係るデータを抽出してまで本件対象文書を特定する必要がないと考えることから、非公開決定の理由を、本件対象文書が特定できないためであることに変更する旨主張するので、これについて検討し、判断をする。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は医大病院が保有する平成17年度の会計カード及びプログレスノートのうち、医大職員が患者として受診し、デパスの投薬を受けたものであると認められる。

(2) 本件対象文書の特定について

会計カード及びプログレスノートに記録された、ある個人が厚生会の会員であることを示す情報及び当該厚生会の会員がデパスの投薬等を受けたことを示す情報（以下「本件個人情報」という。）を利用することによって、本件対象文書を特定することが可能であることが認められる。

この、本件対象文書を特定する作業（以下「本件特定作業」という。）は、個人情報を利用して行われるものであることから、本件特定作業の内容については、保護条例との関係において、その適否を判断する必要があるので、以下検討する。

本件個人情報は、会計カード及びプログレスノートに記録された診療情報というセンシティブな個人情報（以下「センシティブ情報」という。）であり、また、精神安定剤であるデパスの投薬等に係る情報であることから、通常診療情報よりもセンシティブ性が高いものであることが認められる。

保護条例第4条第3項は、センシティブ情報の収集を、原則として禁止している。

本件特定作業により、厚生会の会員であるという情報とデパスの投薬等を受けたという情報を結びつけて、センシティブ性の高い、新たな個人情報のファイルを作成することは、その内容から判断して、センシティブ情報の収集に準ずるものであり、本件特定作業を行うことは、センシティブ情報の収集を原則として禁止している保護条例第4条第3項の趣旨に反するものである。

なお、保護条例上、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる個人に関する情報の中でも、センシティブ情報については、一貫して特に慎重な取扱いが求められている。しかも、条例第2条第2項の規定により、実施機関は、条例の解釈及び運用に当たっては、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる個人情報を公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならないとされているから、これらの個人情報の保護に関する趣旨は、本件においても尊重されるべきである。

したがって、非公開決定処分は妥当である。ただし、本件処分において、実施機関は、条例第6条第1号に該当することを理由として非公開決定を行っているが、保護条例第4条第3項の規定並びに

上記の条例及び保護条例の趣旨にかんがみれば、本件対象文書を特定することが許されないことを理由とすべきである。

以上のとおり、当審査会は、本件処分は、結論において妥当であると判断する。

3 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

なお、条例第10条第3項の規定により、部分公開又は非公開決定の通知を行う場合には、「当該通知にその理由を付記しなければならない。」とされている。その趣旨は、非公開理由について実施機関のし意的判断を防止し、公正妥当な公開、非公開の判断を保障しようとするものであると同時に、非公開理由を知らせることによって、請求者に対して異議申立てをするかどうかの判断材料を与えるところにある。

この趣旨にかんがみれば、実施機関が本件処分において、公文書非公開決定通知書に付記した理由を事後に変更せざるを得なくなったことは、当初の非公開決定において慎重さを欠くものであったといえ、今後は、条例第10条第3項の趣旨を尊重した運用に努めることを求める。

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年 5月 8日	諮問書の受理
平成19年 6月 4日	実施機関の理由説明書の受理
平成19年 7月13日	異議申立人の意見書の受理
平成19年 6月29日	第1回審査会
平成19年 8月21日	実施機関の理由説明書（補足）の受理
平成19年 8月22日	第2回審査会
平成19年 9月27日	異議申立人の意見書（補足）の受理
平成19年10月22日	第3回審査会
平成19年11月26日	第4回審査会
平成19年12月26日	第5回審査会
平成20年 1月31日	第6回審査会
平成20年 2月18日	第7回審査会
平成20年 3月27日	第8回審査会
平成20年 4月11日	第9回審査会
平成20年 4月30日	答 申